

幸田町公契約に係る労働条件の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸田町公契約条例（令和3年幸田町条例第19号。以下「条例」という。）第8条（条例第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、公契約に係る事業に従事する労働者の賃金、労働時間その他の労働条件が適正に確保されていることの確認その他必要な措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公契約 条例第8条に規定する規則で定める公契約をいう。
- (2) 特定受注者 特定公契約に係る受注者をいう。
- (3) 特定下請負者 特定公契約に係る下請負者（特定公契約が条例第9条に規定する協定である場合にあっては、同条の規定により読み替えて適用する条例第8条に規定する規則で定める者（指定管理者を除く。）をいう。）をいう。
- (4) 特定受注者等 特定受注者及び特定下請負者をいう。
- (5) 特定労働者 特定公契約に係る事業に従事する労働者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(確認の方法)

第3条 特定受注者は、特定公契約を締結した日から起算して7日を経過する日までに、労働環境報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を町長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

2 特定下請負者は、特定公契約に関し特定受注者と契約を締結したときは、特定受注者を經由して、当該契約を締結した日から起算して10日を経過する日までに、報告書を町長に提出しなければならない。報告書の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(労働者に対する周知)

第4条 特定受注者等は、前条の規定により提出した報告書の写し及び町長が別に定める書類を特定公契約に係る作業場の見やすい場所に掲示し、特定労働者に周知しなければならない。

(労働者の申出)

第5条 特定労働者は、前条の規定による掲示を確認し、その内容に疑義があるときは、労働環境報告書に係る申出書（様式第2号）により町長に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第6条 特定受注者等は、特定労働者が前条の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調査及び改善)

第7条 町長は、提出を受けた報告書の内容に疑義があるとき又は第5条の規定による申出を受けてその内容を確認する必要があると認めたときは、当該職員をして特定受注者等に対する聞き取りその他必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の調査を行った者は、労働環境報告書調査票（様式第3号）を作成するものとする。
- 3 町長は、第1項の調査を行った場合において労働条件、安全衛生その他の労働環境（次項及び次条において「労働環境」という。）の改善が必要と認めるときは、労働環境改善通知書（様式第4号）により特定受注者等に通知するものとする。
- 4 特定受注者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに労働環境の改善を図り、その内容を労働環境改善報告書（様式第5号）により報告しなければならない。

（不適切な労働環境に対する措置）

第8条 町長は、前条第4項の労働環境の改善が不十分であり、不適切な労働環境であると認めた場合には、岡崎労働基準監督署に通報するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（特定下請負者に係る報告書の提出の特例）
- 2 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「契約を」とあるのは、「契約（契約金額が100万円以上のものに限る。）を」とする。
（検討）
- 3 前項の規定については、この要綱の施行の状況をについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。